

隊友会新聞 26年 11月号記事

公的年金制度（8）

老齢（退職）年金の請求について

今回は、退職共済年金及び老齢厚生年金の請求について取り上げます。

**Q** 自衛隊を定年退職し、その後会社に勤務している昭和29年5月生まれの男性です。老齢年金の請求について説明して下さい。

**A** ご質問の男性の方は、61歳に到達した日（誕生日の前日）から特別支給の退職共済年金及び特別支給の老齢厚生年金を受ける権利が発生します。これらの年金を受給するためには、請求手続きが必要です。

以下、質問者の場合の請求手続きについて説明致します。

1 特別支給の退職共済年金

（1）請求書の提出

通常、最後に所属していた共済組合の支部から61歳に達する前に「退職共済年金決定請求書」と年金の請求に必要な案内が送られてきます。（事前の電話連絡を求められる駐屯（基）地もあります。）

請求書に必要事項を記入するとともに添付書類を添えて支部へ返送して下さい。

（2）年金請求に必要な添付書類

① 加給年金額の加算対象者がいる場合（「加給年金額」については平成27年2月号で詳しく取り上げる予定です。）

ア 戸籍謄本

イ 加給年金額加算対象者の所得証明書

- ウ 本人が他の年金を受けているときや配偶者が年金を受けているときはそれぞれの年金証書の写し
- ② 雇用保険に加入しているとき  
雇用保険被保険者証
- ③ 年金加入期間確認通知書  
他の年金制度（この場合日本年金機構）が発行するもの
- ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑤ 過去に退職一時金を受けた場合  
退職一時金等受給額の返還申出書

この他にも添付書類等が必要な場合がありますので、最終共済組合の長期担当係へお尋ね下さい。

## 2 特別支給の老齢厚生年金

### (1) 請求書の提出

61歳に達する3月前に「年金請求書（事前送付用）」と「年金請求手続のご案内」が日本年金機構から送られてきます。

請求書の提出は、最寄りの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」で行って下さい。共済年金と違って61歳到達日以降でないを受け付けてもらえませんのでご注意下さい。

### (2) 添付書類

定年退職した人は、共済組合の加入期間が20年以上ですので次の添付書類で間に合います。

- ① 年金を受ける人の生年月日を明らかにできる次のうちのいずれか

ア 「戸籍抄本」又は「戸籍の一部事項証明書」

イ 「戸籍謄本」又は「戸籍の全部事項証明書」

ウ 「住民票」又は「住民票の記載事項証明書」

※ 61歳になってからのものが必要です。

- ② 雇用保険被保険者証
- ③ 年金加入期間確認通知書

国家公務員共済組合連合会へ交付請求をして下さい。

この他にも添付書類が必要な場合があります。詳しくは基礎年金番号（請求書に記載されております。）を準備のうえ最寄りの年金事務所等で確認して下さい。

今回は、在職老齢（退職）年金を取り上げます。